

発議第 1 号

瀬戸内市議会委員会条例の一部を改正することについて

上記の議案を、別紙のとおり瀬戸内市議会会議規則（平成 16 年瀬戸内市議会規則第 1 号）第 14 条第 2 項の規定により提出します。

平成 28 年 3 月 23 日 提出

瀬戸内市議会議長 平原 順二 様

提出者 議会運営委員長 原野 健一

（提出の理由）

機構改革による組織再編に伴い常任委員会の所管の規定を改正する必要があるため、提出するものである。

瀬戸内市条例第 号

瀬戸内市議会委員会条例の一部を改正する条例

瀬戸内市議会委員会条例(平成16年瀬戸内市条例第170号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号中「市民生活部」を「市民部、環境部」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

瀬戸内市議会委員会条例(平成16年瀬戸内市条例第170号)新旧対照表

現行	改正後
<p>(常任委員の所属並びに常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 議員は、少なくとも一の常任委員となるものとする。</p> <p>2 常任委員会の名称、委員定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務文教常任委員会 7人 総務部、危機管理部、総合政策部、出納室、消防本部及び教育委員会の所管に関する事項並びに他の常任委員会の所管に属さない事項(予算常任委員会及び決算常任委員会が所管する事項は除く。)</p> <p>(2) 環境福祉常任委員会 7人 <u>市民生活部</u>、保健福祉部及び病院事業部の所管に関する事項(予算常任委員会及び決算常任委員会が所管する事項は除く。)</p> <p>(3) 産業建設水道常任委員会 6人 産業建設部及び上下水道部の所管に関する事項(予算常任委員会及び決算常任委員会が所管する事項は除く。)</p> <p>(4) 予算常任委員会 19人 予算議案に関する事項</p> <p>(5) 決算常任委員会 18人 決算認定議案に関する事項</p>	<p>(常任委員の所属並びに常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 議員は、少なくとも一の常任委員となるものとする。</p> <p>2 常任委員会の名称、委員定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務文教常任委員会 7人 総務部、危機管理部、総合政策部、出納室、消防本部及び教育委員会の所管に関する事項並びに他の常任委員会の所管に属さない事項(予算常任委員会及び決算常任委員会が所管する事項は除く。)</p> <p>(2) 環境福祉常任委員会 7人 <u>市民部</u>、<u>環境部</u>、保健福祉部及び病院事業部の所管に関する事項(予算常任委員会及び決算常任委員会が所管する事項は除く。)</p> <p>(3) 産業建設水道常任委員会 6人 産業建設部及び上下水道部の所管に関する事項(予算常任委員会及び決算常任委員会が所管する事項は除く。)</p> <p>(4) 予算常任委員会 19人 予算議案に関する事項</p> <p>(5) 決算常任委員会 18人 決算認定議案に関する事項</p>